

訪問介護サービスに係るQ&Aについて

平成 16 年 7 月 28 日（水）午後、男女平等推進センターで行いました連絡会の会場で、介護支援専門員の皆さまが区に対し質問されましたことに関連して、「Q&A」を作成しました。

介護サービスはいろいろな考え方をもち、さまざまな事情をかかえた利用者の多様な需要に応えるものですから、ケアプランも機械的あるいは画一的に策定することができないことはご承知のとおりです。

今回作成した「Q&A」はあくまでも参考にしていただくものです。実際に個々のご利用者へ介護保険の基準を適用する場合で判断に困るときがございましたら、区介護保険課にご相談ください。

・ 飾区介護保険課

目 次

1	身体介護	1 ~ 4
(1)	通院介助	1
*	院内の待ち時間は介護給付の算定対象になるか	1
*	転院や複数の医療機関を受診する場合の病院間の移動は介護給付の算定対象になるか	1
*	院内介助が原則病院側の責任とされている根拠はなにか	2
*	診察室での介助が必要な利用者ならば介護給付の対象となるか	2
*	通院介助における受診時を除く報酬算定方法はどうか	2
(2)	外出介助	2
*	散歩は算定が可能な外出介助か	3
*	タクシー乗車中のヘルパーの介助は介護給付の算定対象になるか	4
2	生活援助	4 ~ 5
*	同居人がいる場合又は日中独居の場合の生活援助については、どう考えればよいのか	4
*	生活援助で行える清掃の範囲はどの程度か	5
*	1回の訪問介護において身体介護と生活援助が混在する場合の取扱はどうか	5
3	その他	6 ~ 8
*	同居の家族内に複数の要介護者がいる場合の算定はどうか	6
*	訪問介護員の資格をもつ同居の家族が、要介護者の家族の介護を行った場合、報酬を請求できるか	6
*	同一時間帯の訪問入浴介護と訪問介護の利用は算定可能か	6
*	夜間9時から朝6時まで自費で家政婦を利用している場合、朝6時から9時までを介護保険で利用可能か	6

- * 手足の爪切りは、訪問介護員が行なってよいか・・・・・・・・・・ 7
- * 服薬の介助は、訪問介護員が行なってよいか・・・・・・・・・・ 7
- * 要介護者が入院した場合で、訪問介護員が着替えを病院に届けた
場合は介護給付の対象になるか・・・・・・・・・・ 7
- * 痴呆性要介護者が徘徊のため、訪問介護員が家族への連絡や近所
の捜索を行った場合、この時間帯は介護給付の対象となるか・・・・・・・・ 7
- * 訪問介護員が日用品の買い物をするため、本人に代わって銀行等
から預金を引き出すことは可能か・・・・・・・・・・ 7
- * 上記の理由により費やした時間は、介護給付の対象になるか・・・・・・・・ 7
- * 訪問介護員が銀行等へいく要介護者に同行する場合はどうか・・・・・・・・ 8

身体介護

「基本的な考え方」

利用者の身体に直接接触しておこなう介助、並びにこれをおこなうために必要な準備および後始末、利用者の日常生活をいとなむのに必要な機能の向上等のための介助および専門的な援助をいう。(平成12年老計10号)

具体的には

- (1) 利用者の身体に直接接触しておこなう介助サービス(そのために必要となる準備、後片付け等の一連の行為を含む。)
- (2) 利用者の日常生活動作能力(A D L)や意欲の向上のために利用者とともにおこなう自立支援のためのサービス
- (3) その他専門的知識・技術(=介護を要する状態となった要因である心身の障害や疾病等にもなつて必要となる特段の専門的配慮)をもつておこなう利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービス

【通院介助】

Q 院内の待ち時間は介護給付の算定対象になるか。

A 1 見守り等をおこなわない単純な待ち時間は、保険給付の対象とはならない。

2 通院・外出介助における単なる待ち時間は、サービス提供時間に含まない。

3 居宅内における通院のための準備行為を含む一連の介助をおこなったうえで、通院先の医療機関の介助体制が整っていない場合において、ケアプラン上に院内介助が必要な理由を明確に位置付けられる場合は、診療時間、機能訓練など直接利用者に接していない時間を除いた院内での移動等の介助時間は、サービス提供時間に含めることができる。

Q 転院や複数の医療機関を受診する場合の病院間の移動は介護給付の算定対象になるか。

A 医療機関等の目的地へいくための居宅内における準備を含む一連のサービス行為とみなすことができるものを通院介助としている。したがって、居宅以外の場所における単独行為だけを通院介助として算定することはできない。

Q 院内介助が原則病院側の責任とされている根拠はなにか。

A 平成15年5月8日付老振第0508001号・老老発第0508001号の通知、「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について、に院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となるとの見解が示されている。この通知の「基本的には院内のスタッフにより対応されるべきもの」という規定を根拠と考える。

Q 診察室での介助が必要な利用者ならば介護給付の対象となるか。

A 受診中は医師および看護師等が責任をもって容態確認・診察・説明等をおこなうものであり、診察に立ち会うことは医療保険との二重給付となる。このことから、原則として介護給付の対象とはならない。

しかし、特別な事情があって診察に介助が必要な場合も想定されるため、判断に困る事例がある場合は区に相談してほしい。

Q 通院介助における受診時を除く報酬算定方法はどのようなのか。

A 次の事例のような場合を想定し、算定方法を示すので参考にしてほしい。

(事例) 要介護3で軽度の痴呆症状がある。単独での外出は危険で困難と思われる。かつて転倒し骨折した後遺症があり、区内の医療機関でリハビリ治療中である。

1. 自宅 病院 (外出介助 25分)

2. 院内 1時間 40分 (リハビリ治療と内科診療。院内は病院が管理)

3. 病院 自宅 (外出介助 25分)

(算定) 通院の送迎介助は「自宅 病院 自宅」が一連の行為と考えられるので、25分 + 25分 = 50分 (身体介護 2 × 1回) で算定することとなる。

【外出介助】

「基本的な考え方」

介護保険における訪問介護サービスは、基本的には居宅でおこなわれるものである。病院への通院等の外出介助が認められているのは、この介助利用者の居宅から目的地(病院等)に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなし得るからである。

居宅以外においておこなわれるサービス行為だけをもって訪問介護として算

定することはできない。

また利用者の趣味・嗜好に関わる行為については、介護保険でサービスを提供することは適当ではない。利用者の日常生活上必要性和認められる援助であるところから、日常生活の援助の範囲を超える場合や個人の趣味・嗜好に関することは認められない。

「適切と考えられる事例」

* 通院 * 日用品の買い物 * 通所介護事業者や介護保険施設の見学 * 家族への見舞い（頻繁でない場合に限る。） * 官公署への届出 等々

「不適切と考えられる事例」

* 日用品以外の買い物 * ドライブ * カラオケ * パチンコ * 観劇等
* 墓参り * お祭りなど地域行事への参加 等々

Q 散歩は算定が可能な外出介助か。

A 訪問介護は原則居宅で行われるものであり、外出介助はその例外である。

このため外出介助として認められるのは、自立支援のための見守りの観点からの日常生活に必要なもの（「通院」、「日用品の買い物」等）である。「散歩」のみの外出は介助の目的としては不適切である。単に「閉じこもり予防」という目的であれば、デイサービスの利用を検討することとなる。「散歩」という言葉については、その言葉の意味から介護保険を利用したサービスに適当ではない。ADL（日常生活動作）の向上及びQOL（生活の質）の確保に資するために、適切に作成された計画に基づく外出介助については、個別に判断することとなる。

広辞苑には、「散歩 気晴らしや健康のためにぶらぶらあるくこと。」とある。

外出介助は、居宅において自立した生活を営むうえで、日常的に必要なサービスに限られ、通院などの外出介助は例外的に認められるものであり、理髪店・美容院や銭湯への外出介助は本来ボランティア等を利用すべきものである。しかし、利用者の身体状況等によりボランティア等を利用が困難である場合について、ケアプラン1表・2表・3表や経過記録等の提出により個別に判断することとなる。

* 1 鍼灸院・接骨院・マッサージ 医師の同意があれば可能

* 2 理髪店・美容院・銭湯 原則算定不可

Q タクシー乗車中のヘルパーの介助は介護給付の算定対象になるか。

A 要介護者に付き添い、タクシーやバス等の公共交通機関を利用して「移送中の体調や気分の確認を含めた通院・外出介助をおこなった場合は、身体介護中心型を算定できる。

生活援助

「基本的な考え方」

調理や洗濯、掃除等の家事援助であって、これを受けなければ日常生活をいとなむのに支障が生じる居宅の要介護に対しておこなわれる行為をいう。

生活援助として含まれない行為は次のとおり。

1. 商品の販売や農作業等生業の援助的な行為
 2. 直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為
- (1) 「直接本人の援助」に該当しない行為とは、主として家族の利便に供する行為または家族がおこなうことが適当であると判断される次のような行為をいう。
- * 利用者以外のものに係る調理や洗濯、買い物、布団干し
 - * 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
 - * 来客の応接（お茶・食事の手配等）
 - * 自家用車の洗車・掃除
- (2) 「日常生活の援助」に該当しない行為とは、訪問介護員がおこなわなくても日常生活をいとなむのに支障が生じないと判断される行為や日常におこなわれる家事の範囲を超える行為をいう。
- * 草むしり 花木の水やり 犬の散歩等ペットの世話 等
 - * 家具や電気器具の移動、修繕、部屋の模様替え
 - * 大掃除 窓ガラス拭き（磨き） 床のワックス掛け 外壁等ペンキ塗り
 - * 室内外の家屋修繕修理
 - * 樹木の剪定等の園芸、お盆や正月、節句等のための特別な手間をかけておこなう調理

Q 同居人がいる場合又は日中独居の場合の生活援助については、どう考えればよいのか。

- A 生活援助中心型の単位を算定できるのは、「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害や疾病等のため、利用者や家族等が家事をおこなうことが困難な場合（障害や疾病等がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により家事が困難な場合）である。算定する場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容を記載する必要がある。

生活援助中心型の居宅サービス計画への位置付け

居宅サービス計画第1表の「生活援助中心型の算定理由」欄に を付ける。
やむを得ない事情による場合は、「3.その他」に を付し、その事情を簡潔明瞭に記載する。やむを得ない事情とは、理由欄「1」・「2」に準じるような事情をいう。

例として、日中独居のみでなく家族が家事をできない理由を記載する等。

第2表の「援助目標（長期目標・中期目標）」、及び「援助内容（サービス内容等）」欄に明確に記載する必要がある。

身体介護に引続き生活援助を算定する場合には、必ず理由を記載する。

- Q 生活援助で行える清掃の範囲はどの程度か。

A 主として利用者が利用する居室等以外の掃除は、「直接本人への援助」に該当しないと厚生労働省の通知がある。この「居室等」の範囲については、具体的な範囲が示されていないけれども、生活援助で行える清掃の最大の範囲としては、「利用者の居室のほか、利用者が日常的に使用するトイレ、浴室、居間、廊下等」があげられる。家族等が障害や疾病等のためやむを得ない事情により掃除をおこなうことができない場合のみ、上記最大範囲を利用可能とすることができるのであって、利用者または家族等の単なる希望によるという理由ではおこなうことはできない。生活援助で行える清掃の範囲としての「居室等の範囲」は、利用者の生活環境によってさまざまであることから、判断に困る場合は個別に相談してほしい。

- Q 1回の訪問介護において身体介護と生活援助が混在する場合の取扱はどうするのか

A 1回の訪問介護において身体介護と生活援助が混在する場合は、30分をひとつの単位として身体介護と生活援助を組み合わせで請求することとなる。

身体介護中心型と生活援助中心型に分け、それぞれ請求することはできない。

なお、身体介護に生活援助を加算する方式となるが、身体介護のあとに引き続き生活援助をおこなう場合と、生活援助のあとに引き続き身体介護をおこなう場合がある。

例として、寝たきりの利用者の体位変換をおこないながらベッドを整え、身体を支えながら水差しで水分補給をし、安楽な姿勢を確保したあと居室の掃除をおこなう場合（所要時間1時間以上、1時間30分未満）

身体介護に該当する行為がどの程度含まれるかを基準に、以下のいずれかの組み合わせを算定する。

* 身体介護中心型 30分未満（231単位）+ 生活援助加算 30分（83単位）× 2

* 身体介護中心型 30分以上1時間未満（402単位）+ 生活援助加算 30分（83単位）× 1

その他

Q 同居の家族内に複数の要介護者がいる場合の算定はどうするのか。

A 訪問介護は1対1でおこなわれることが原則である。同居の家族内に複数の要介護者がいる場合で、複数の要介護者に同時に訪問介護がおこなわれた場合には、全体の所要時間を按分して請求することとなる。全体の所要時間をそれぞれ請求することはできない。

Q 訪問介護員の資格をもつ同居の家族が、要介護者の家族の介護を行った場合、報酬を請求できるか。

A 訪問介護員の資格をもった同居の家族が介護をした場合、その介護が「家族としての介護」なのか「事業者としての介護サービス」なのかを、要介護者と同居の家族の双方が切り分けることができない。よって、同居の家族によるサービス提供は禁止されている。

Q 同一時間帯の訪問入浴介護と訪問介護の利用は算定可能か。

A 訪問入浴介護は、看護職員1人と介護職員2人の3人体制による入浴介助を基本としている。訪問入浴介護従業員とは別の訪問介護員等が同一時間帯に同一利用者に対し、入浴その他の介助をおこなった場合は、訪問介護費を算定することはできない。

Q 夜間9時から朝6時まで自費で家政婦を利用している場合、朝6時から9時までを介護保険で利用可能か。

A いわゆる住み込みではなく、利用者宅へ通勤する勤務形態の家政婦について、1回の訪問に係る滞在時間帯において、介護保険による訪問介護サービスと個人契約による家政婦としてのサービスが混在・混合しておこなわれる場合は、人を代えて勤務させることが望ましい。

訪問介護サービスの内容が明確に区分して居宅サービス計画に位置付けられ、「訪問介護」と「家政婦」としてのサービスが別の時間帯に別のサービスとしておこなわれる場合に限り、当該訪問介護を要する所要時間に応じて訪問介護費を算定できる。また、できるだけ個人契約による「家政婦」としてのサービスも居宅サービス計画に明記することとする。

Q 手足の爪切りは、訪問介護員が行なってよいか。

A 特別に医師等からの指示がない限りにおいて、手足の爪切りは介護訪問員がおこなう日常生活援助に含まれる。

Q 服薬の介助は、訪問介護員が行なってよいか。

A 服薬の介助は、介護訪問員がおこなう日常生活援助に含まれる。服薬管理は、看護職がおこなう看護援助に含まれる。

Q 要介護者が入院した場合で、訪問介護員が着替えを病院に届けた場合は介護給付の対象になるか。

A 居宅でのサービスには該当しないので、介護報酬は請求できない。

Q 痴呆性要介護者が徘徊のため、訪問介護員が家族への連絡や近所の捜索を行った場合、この時間帯は介護給付の対象となるか。

A 介護報酬は請求できない。

Q 訪問介護員が日用品の買い物をするため、本人に代わって銀行等から預金を引き出すことは可能か。

A こうした本人代行サービスは介護保険に該当しないし、財産の安全管理の面からもこうした依頼は受けるべきではない。

Q 上記の理由により費やした時間は、介護給付の対象になるか。

A 介護報酬を請求することはできない。

Q 訪問介護員が銀行等へいく要介護者に同行する場合はどうか。

A 他の方法（家族やボランティア等の同行）を検討したうえで、他に手立てがなければ外出介助は可能である。ただし、その内容をケアプランに記載する必要がある。